

## 昭和女子大学不正取引業者への対応方針

昭和女子大学では、『研究機関における公的研究費の管理・監督のガイドライン（実施基準）』（平成19年2月15日文科科学大臣決定・平成26年2月18日改正）に基づき、公的研究費の使用に関し、「昭和女子大学不正取引業者への対応方針」を以下のとおり定める。

### 1. 不正な取引の定義

不正な取引とは以下を指す。

- (1) 預け金や架空請求などの不正経理
- (2) 提出書類の意図的な改竄
- (3) 本学教職員に絡む贈収賄
- (4) その他社会的な規範から逸脱した行為

### 2. 処分措置及び処分措置期間

上記不正な取引が発生した場合、「昭和女子大学競争的資金等取扱規程」第10条に基づき、処分措置及び処分措置期間を決定する。

### 3. 情状の考慮

業者が過去の不正取引について本学に自己申告した場合は情状を考慮し、処分措置の軽減及び処分措置期間の減免を図ることがある。

以上

#### 「昭和女子大学競争的資金等取扱規程」から抜粋

**第10条** 前条第2項により報告を受けた最高管理責任者は、調査委員会を組織し、不正行為の事実関係を調査する。

2 不正に係る調査および懲戒の手続きについては別に定める。

3 不正に関与した業者に対する取引停止等の処分については、最高管理責任者から理事会に上程し、理事会が決定する。